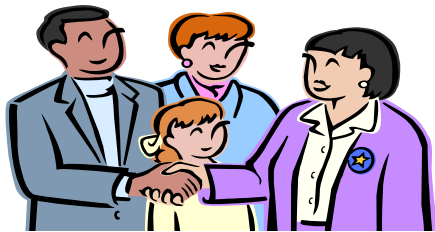


# 平成28年度 地域力を育むモデル事業



## 活動団体 募集要項



市民生活部市民課

TEL0470-33-1005

## 1. 事業の趣旨

南房総市は、市民がそれぞれの夢を大切に育み、未来を構築していくため、人・自然・産業・歴史などをひとつに合わせ、魅力あるまちづくりを進めています。この魅力あるまちづくりのためには、市民と行政の相互の信頼関係に基づいた協働が必要になるものと考えられます。このため、平成21年3月に南房総市協働のまちづくり推進指針を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めています。

この協働のまちづくりを進めるためには、NPOや地域で活動している団体など、様々な主体と行政が、共に知恵と技術を出し合いながら取り組んでいくことが、これまで以上に求められています。そこで、地域力を育むモデル事業の実施により、市民と行政の相互理解に基づくモデル的な課題解決活動を推進することで、市民と行政の協働による公益サービスの実施を目指します。

## 2. 事業の概要

当該事業は、市が提示するテーマ（課題）に対し、市民活動団体等から事業の提案（企画）を募り、課題解決に向け効果的な提案をした市民活動団体等と市が事業内容、お互いの役割分担等について話し合い、その結果を『協定書』・『仕様書』等に定めた後、事業を実施します。事業の実施に係る経費は、交付金として助成します。

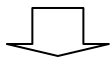
## 3. 活動団体を募集するテーマ（課題）

No.	テーマ (課題解決の方針・目的)	担当課及び問合せ先 (提案書の提出先)	提案書 提出期限	掲載 ページ
1	地域と協働で取り組む認知症カフェ～認知症者とその家族、地域住民、専門職、誰もが集い交流し楽しめる場の実現に向けて～（2年目）	担当課:健康支援課 担当:尾形 TEL:36-1152	平成28年 6月30日(木) 17時	6、7 ページ

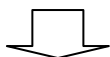
※テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）、事業に対する条件（事業の対象範囲・事業イメージ・提案できる団体の要件）、事業期間、交付対象経費、交付金助成限度額は、テーマごとに異なります。掲載ページを必ずご確認ください。

#### 4. 事業の進め方

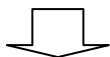
**事業の検討**・・・テーマ（課題）に対する考え方をよく読み、事業の実施方法・スケジュールを検討し、提案書の案を作成します。



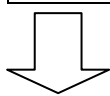
**担当課との事前協議**・・・作成した提案書（案）を基に、テーマ（課題）の担当課とお互いの役割分担等について話し合いを行います。



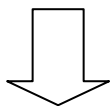
**提案書の提出**・・・話し合いが成立したら、提案書をテーマ（課題）の担当課に提出します。※提出期限は6月30日（木）です。



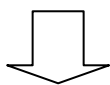
**提案の発表**・・・審査委員会に参加し、提案の内容を発表します。



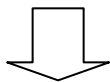
**担当課との最終協議**・・・審査委員会で採択された事業は、審査委員会での意見等を踏まえ事業実施に係る最終協議を実施し、担当課は協定書及び仕様書を作成します。



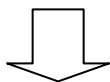
**協定書の締結**・・・最終協議の内容を基に、協定書を締結。  
市から交付金交付決定通知書が交付されます。



**事業の実施**・・・協定書及び仕様書に基づき、テーマ（課題）の担当課と協力して事業を実施してください。



**実績報告**・・・事業終了後は、事業実施内容を報告書にまとめ、市へ提出してください。



**交付額の確定**・・・報告書の内容により交付金額を確定。（確定通知の送付。）その後、市から交付金を指定の口座に振り込みます。

#### 5. 交付金の額

地域力を育むモデル事業は、次の①と②を比べて低いほうの額が交付金として交付されます。

① 補助の対象となる経費の10分の10以内の額

② テーマ（課題）ごとに市長が定める額

※事業が採択された場合、実績報告時に領収書又はレシートの写しを提出していただきますので、支出された際には必ず領収書などをもらい、事業報告時まで保管してください。ただし対象となるのは、交付金交付決定後に支出した経費となります。

#### 6. 概算払いについて

地域力を育むモデル事業は、交付金の交付決定額を概算払いすることができます。  
※概算払いの方法等については、市民課までお問い合わせください。

## 7. 審査

副市長、市民生活部長、各課長等で構成する審査委員会で審査を行います。審査委員会は審査結果を市長に報告し、市長は予算の範囲内で交付対象事業を決定します。

事業提案を行う市民活動団体等は、テーマ（課題）の担当課と共に、審査委員会に参加し、提案の内容を10分以内で発表、その後質疑となります。

発表時間は提案数に応じて短くなる場合があります。審査会の日程及び詳細は後日お知らせします。※審査会を欠席した場合は、辞退したことと見なします。

## 8. 審査基準

審査基準は以下の内容を予定しています。

### ①事業の公益性

- ・課題を的確に把握し、その課題解決に向けた事業であるか。

### ②事業収支の適正性

- ・予算の見積は適正か。費用対効果が評価できるか。

### ③事業の有効性

- ・時代の要求、社会状況、市民ニーズなどを適正に捉えているか。
- ・事業の対象者は幅広く設定されているか。

### ④事業の実現性

- ・提案団体は、提案事業の基礎となる活動実績があるか。
- ・事業を遂行できるだけの信頼性があるか。

### ⑤協働事業としての効果

- ・提案団体と市との役割分担が明確かつ、妥当であるか。
- ・市と市民活動団体の目指す目標が一致し、協働して行うことで具体的な効果を期待できるか。            など

## 9. 募集要項と提案書の配布

募集要項と提案書は下記の場所で配布します。

- ・南房総市市民生活部市民課

〒299-2492 南房総市富浦町青木 28 番地 南房総市役所 本館 1階

TEL 0470-33-1005 FAX 0470-33-3451

E-mail [shimin@city.minamiboso.chiba.jp](mailto:shimin@city.minamiboso.chiba.jp)

- ・南房総市役所ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>

## 10. その他留意事項

### ① 提案書の書き方

- ・応募要項をよく読み、所定の提案用紙にご記入ください。
- ・手書きで提出する場合は、黒のペン又はボールペンで記入してください。  
※提案書提出前の事前協議の際は、鉛筆等の下書きのものでも構いません。

### ② 事業について

- ・この事業は、事業の実施状況等を勘案し、毎年、見直しを行いますので、ご了承ください。毎年度、募集するテーマ（課題）は異なることが想定されます。

### ③ 地域力を育むモデル事業の制度に関する問い合わせ

南房総市市民生活部市民課【TEL 0470-33-1005 担当：佐藤】

募集No. 1

## 地域と協働で取り組む認知症カフェ

～認知症者とその家族、地域住民、専門職、誰もが集い交流し

楽しめる場の実現に向けて～（2年目）

担当課：健康支援課 担当：尾形 TEL：36-1152

提案書提出期限：平成28年6月30日（木） 17時まで

### ■テーマ（課題）に対する考え方（現状・課題）

#### （1）現状

認知症者やその家族が気軽に立ち寄り楽しめる場の普及について、昨年度モデル事業により「れんげそうの会」、「おたがいさまネットワーク」による認知症カフェが創設された。うち認知症の専門職である「れんげそうの会」は、昨年度の調査研究の成果を生かし今年度は地域にあった認知症カフェの普及にむけた活動を行っている。また、ボランティア組織である「おたがいさまネットワーク」は、週1回の認知症カフェを開催し、よりよい場の提供にむけて試行錯誤している。

#### （2）課題と目的

昨年度モデル事業により2団体の認知症カフェが創設されたが、認知症に対する地域住民の理解や関心は高いとはいえない。また、認知症カフェ自体も地域へ浸透しているとはいえない。そのような状況の中、認知症者と向き合う家族の情報交換や相談できる認知症カフェは今後、高齢化が進む本市において高齢者介護問題において一番身近な存在といえる。

市域が広範にわたり、また過疎化、高齢化が進む本市においては、画一的な認知症カフェでは地域になじまないため、その地域にある資源をうまく活用しながら「認知症カフェ」を広く展開していきたい。

昨年度創設された2団体による、「認知症カフェ」を軸に、今年度は市全体に広がりを持たせるため、先進地視察の実施と、地域に密着した「認知症カフェ」の更なる普及と持続可能な運営、新たな担い手の発掘を目的とし事業展開していく。

### ■事業に対する条件

#### （1）対象範囲等

南房総市内の公共施設、地域集会所及び空き家等を利用して、地域交流を行うことにより、認知症への理解を深め、地域の見守り体制拡充や「カフェ」の設立及び持続可能な運営について研究し、地域へ普及することを目的とした事業を実施する。

## (2) 事業イメージ

- ①主催者及び地域住民が認知症の理解を深める講座の開催
- ②地域住民が交流するカフェ又はサロンの定期開催実施
- ③カフェ創設を目指す団体等の普及の為の情報提供やアドバイス
- ④持続運営のための認知症カフェ先進地の視察
- ⑤認知症カフェの地域における持続可能な運営をするための基盤づくりの検討結果報告
- ⑥認知症カフェでの次世代交流の場としての模擬試行  
(子供たちも集い、認知症について語り合う模擬カフェの開催)
- ⑦市の保健師等専門職と一緒に参加しスタッフ等と連携し認知症者やその家族の支援体制の構築について内容検討

## (3) 団体の要件

主たる活動の場が市内にあり、代表者及び規約の定めのある団体  
構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している  
団体

### ■事業期間

交付決定の日から平成29年3月15日までに完了する事業

### ■交付対象経費

- ・印刷製本費
- ・消耗品
- ・材料費
- ・講師謝礼
- ・保険料
- ・旅費交通費
- ・通信費
- ・施設修繕費
- ・施設利用料
- ・備品購入費 (事業に必要で3万円未満のものに限る)

### ■交付金交付 (助成) 限度額

概算事業費 500,000円